

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和5年2月9日(木) 午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

4階 講義室

栃木市生活環境部保険年金課

令和4年度第3回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和5年2月9日（木）午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

4階 講義室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）について

資料1

資料2

(2) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料3

(3) その他

5 閉 会

令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について

○歳入

(単位:千円)

款	令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考		
				(歳入科目の主なもの)	令和5年度	令和4年度
1. 国民健康保険税	3,045,370	3,607,474	△ 562,104	一般被保険者医療給付費分(現年分) 一般被保険者後期高齢者支援金分(現年分) 一般被保険者介護納付金分(現年分)	1,833,012 715,254 239,420	2,329,011 739,445 250,224
2. 一部負担金	4	4	0	一般被保険者 退職被保険者	2 2	2 2
3. 使用料及び手数料	2,401	2,401	0	被保険者証明手数料 保険税督促手数料	1 2,400	1 2,400
4. 国庫支出金	1	1	0	災害臨時特例補助金	1	1
5. 県支出金	12,897,121	12,950,577	△ 53,456	普通交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 栃木県版保険者努力支援分 特定健診等負担金分 財政安定化基金交付金	12,645,829 57,200 16,885 145,000 32,206 1	12,710,064 52,177 12,813 140,000 35,522 1

6. 財産収入	340	1	339	保険財政調整基金利子	340	1
7. 繰入金	1,449,033	1,262,069	186,964	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	629,589	634,976
				保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	342,755	339,661
				出産育児一時金繰入金	28,000	32,200
				人件費繰入金	129,564	127,102
				事務費繰入金	87,599	88,024
				地方単独事業保険給付費繰入金	24,432	27,405
				未就学児均等割保険税繰入金	8,825	12,700
				保険財政調整基金繰入金	198,269	1
8. 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	1	1
9. 諸収入	18,303	19,470	△ 1,167	延滞金、加算金及び過料	11,017	1
				市預金利子	1	1
				一般被保険者第三者納付金	4,800	6,000
				退職被保険者第三者納付金	1	1
				一般被保険者返納金	2,401	2,401
				退職被保険者返納金	2	1
10. 市債	1	1	0	財政安定化基金借入金	1	1
合計	17,412,575	17,841,999	△ 429,424			

○歳 出

(単位:千円)

款	令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考		
				(歳出科目の主なもの)	令和5年度	令和4年度
1. 総務費	221,365	219,322	2,043	職員人件費 (15人)	116,258	113,975
				県市町村総合事務組合負担金(退職手当)	10,100	10,100
				会計年度任用職員人件費(収税課)	2,338	2,303
				国民健康保険事務費	47,387	47,611
				会計年度任用職員人件費(保険年金課)	8,378	8,224
				会計年度任用職員人件費(健康増進課)	2,861	2,831
				国保団体連合会負担金	3,940	3,990
				国民健康保険税賦課事務費	19,902	19,854
				国民健康保険税徴収事務費	6,483	6,487
				国保運営協議会運営費	937	937
2. 保険給付費	12,706,450	12,778,739	△ 72,289	一般被保険者診療報酬支払経費	10,820,866	10,875,242
				退職被保険者等診療報酬支払経費	1	100
				一般被保険者療養費支払経費	87,621	88,506
				退職被保険者等療養費支払経費	1	1
				診療報酬等審査経費	41,772	42,139
				一般被保険者高額療養費支払経費	1,693,265	1,701,773
				退職被保険者等高額療養費支払経費	1	1
				移送費	301	301
				出産育児一時金支払経費	42,000	48,300
				葬祭費支払経費	15,000	16,350
				傷病手当金支払経費	3,600	4,000

3. 国民健康保険 事業費納付金	4,299,116	4,659,310	△ 360,194	一般被保険者医療給付費分 一般被保険者後期高齢者支援金等分 介護納付金分	2,756,513 1,174,795 367,808	3,203,678 1,094,286 361,344
4. 財政安定化基金拠出金	1	1	0	財政安定化基金拠出金	1	1
5. 保健事業費	137,668	136,692	976	特定健康診査事業費 特定保健指導事業費 人間ドック健診事業費 医療費通知事業費 後発医薬品利用差額通知事業費 国保歯周疾患検診事業費 データヘルス事業費 会計年度任用職員人件費(保険年金課) 糖尿病性腎症重症化予防事業費	88,961 6,587 22,711 5,446 489 921 7,104 2,158 2,787	88,923 5,995 22,711 5,406 487 1,096 6,765 2,120 2,734
6. 積立金	341	1	340	保険財政調整基金積立金	341	1
7. 公債費	2	2	0	一時借入金利子	1	1
8. 諸支出金	17,632	17,932	△ 300	一般被保険者過誤納還付金 返還金 一般被保険者過誤納還付加算金	16,900 1 500	16,900 1 500
9. 予備費	30,000	30,000	0		30,000	30,000
合計	17,412,575	17,841,999	△ 429,424			

令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

1 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

令和5年度の国保事業費納付金総額は、4,072,174千円であり、前年度に比べ352,929千円の減(92.02%)となっている。

国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,016,359	2,592,939	△ 423,420	85.96%
後期高齢者支援金分	1,043,762	1,111,782	68,020	106.52%
介護納付金分	364,982	367,453	2,471	100.68%
合 計	4,425,103	4,072,174	△ 352,929	92.02%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和4年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は124,330円であり、前年度に比べ3,080円の減(98.14%)となっている。

被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	86,849	78,405	△ 8,444	90.28%
後期高齢者支援金分	30,052	33,618	3,566	111.87%
介護納付金分	34,416	36,907	2,491	107.24%
全 体	127,410	124,330	△ 3,080	98.14%

(被保険者数)
2022年度(R4年度)
34,731人
(介護分のみ10,605人)

2023年度(R5年度)
33,071人
(介護分のみ9,956人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。令和5年度からの税率と比較すると、均等割 2,093 円、平等割△211 円の差となっている。

(1) 令和5年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.04%	24,876 円	17,754 円
後期高齢者支援金分	2.89%	11,443 円	8,167 円
介護納付金分	2.37%	12,274 円	6,168 円
合 計	11.3%	48,593 円	32,089 円

【参考】令和4年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.26%	27,973 円	19,749 円
後期高齢者支援金分	2.62%	10,160 円	7,173 円
介護納付金分	2.38%	11,634 円	6,054 円
合 計	12.26%	49,767 円	32,976 円

(2) 現行税率（令和4年度～）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,100 円	18,600 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,200 円	6,200 円
合 計	11.3%	46,500 円	32,300 円

(3) 比 較 （1）－（2）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	△ 0.56%	△ 224 円	△ 846 円
後期高齢者支援金分	0.29%	1,243 円	667 円
介護納付金分	0.27%	1,074 円	△ 32 円
合 計	0%	2,093 円	△ 211 円

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 出産育児一時金について

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険などの被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、条例で規定している。

2 改正の概要

健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改定するものである。

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合、加算額は12,000円で変わらない。

(1) 出産育児一時金の額を改めること。(条例第8条関係)

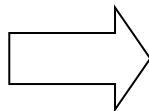
(2) 令和5年4月1日から施行とすること。

《改正前420,000円》

産科医療補償制度掛金加算 12,000円
出産育児一時金本来分 408,000円

《改正後500,000円》

産科医療補償制度掛金加算 12,000円
出産育児一時金本来分 488,000円



※産科医療補償制度掛金の加算分は、栃木市国民健康保険規則（第47条の2）により加算の額「12,000円」を加算する。

※産科医療補償制度とは

平成21年1月に創設された制度で、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金（3,000万円）を支払うというものである。

この制度は分娩機関ごとに加入し掛金を支払うものだが、出産育児一時金に加算して支給している。

議案第 号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現

行

（出産育児一時金）

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

改 正 案

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略